

地方独立行政法人山口県立病院機構業務方法書

(目的)

第1条 この業務方法書は、地方独立行政法人法（平成15年法律第118号。以下「法」という。）第22条第1項及び地方独立行政法人山口県立病院機構の業務運営並びに財務及び会計に関する規則（平成23年山口県規則第26号）第2条の規定に基づき、地方独立行政法人山口県立病院機構（以下「法人」という。）の行う業務の基本的事項を定め、その業務の適正な運営に資することを目的とする。

(業務運営の基本方針)

第2条 法人は、法第25条第1項の規定により山口県知事（以下「知事」という。）から指示された中期目標に基づき、業務の効果的かつ効率的な運営に努めるものとする。

(病院の設置及び管理)

第3条 法人は、県民の健康の保持増進を図り、もって健康で文化的な生活の向上に資するため、地方独立行政法人山口県立病院機構定款（以下「定款」という。）第15条に定める病院を設置し、これを管理するものとする。

(法人の行う業務)

第4条 法人は、定款第16条の規定に基づき、次の業務を行うものとする。

- 一 医療を提供すること。
 - 二 医療に関する調査及び研究を行うこと。
 - 三 医療従事者等の研修を行うこと。
 - 四 前各号の業務に附帯する業務を行うこと。
- 2 法人は、前項の業務のほか、同項の業務の遂行に支障のない範囲内で、その建物の一部、設備、器械及び器具を、法人に勤務しない医師等の診療又は研究のために利用させることができる。
- 3 法人は、法人の目的の範囲内において、法人以外の者から受託し、又は法人以外の者と連携して、業務を行うことができる。

(業務の委託)

第5条 法人は、定款に規定する業務の一部を外部の者に委託することにより効率的にその業務を遂行することができるものと認められる場合、業務の一部を委託することができる。

(委託契約)

第6条 法人は、前条の規定により業務を委託するときは、受託者との間に業務に関する委託契約を締結するものとする。

(競争入札その他契約に関する基本事項)

第7条 法人は、売買、賃貸借、請負その他の契約を締結する場合においては、一般競争入札に付するものとする。ただし、別に定める場合は、指名競争入札に付し又は随意契約によることができるものとする。

(その他)

第8条 この業務方法書に定めるもののほか、法人の業務に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この業務方法書は、知事の認可があった日から施行し、平成23年4月1日から適用する。